七　教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該教育訓練に係る入学料及び受講料（雇用保険法第六十条の二第四項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が二万五円以上であること。

ロ　当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。

ハ　当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の支給の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。

八　教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ　次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。

(1)　当該教育訓練に関する次に掲げる事項

(i)　当該教育訓練の内容及び目標

(ii)　当該教育訓練の受講者となるための要件

(iii)　当該教育訓練の受講の実績

(iv)　当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法

(v)　当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法

(vi)　当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(vii)　当該教育訓練の目標の達成の状況

(viii)　その他必要な事項

(2)　当該教育訓練の目標に関する情報

(3)　教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項

(4)　当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあっては、名称及び所在地）

(5)　その他必要な事項

ロ　イ(1)及び(3)に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されるものであること。

九　当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ　次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。

(1)　当該教育訓練に係る販売活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。）の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。

(2)　ロに規定する窓口の業務を監督すること。

(3)　ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。

(4)　その他適正な販売活動等の実施を確保すること。

ロ　当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口が設けられていること。

ハ　販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。

(1)　販売代理店契約の締結時等における厳正な審査

(2)　販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備

(3)　販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知

(4)　販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類の入手

(5)　販売代理店等に対する定期的な点検及び指導

(6)　その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置

二　当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。

(1)　教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。

(2)　その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から適用する。

2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）による改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)に該当し、かつ、同項第五号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第二号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年五月十六日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針

第1　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

1　意義

我が国の国土の大宗を占める農山漁村は、基幹産業である農林漁業の低迷等により、その活力が低下しており、地域の未利用の資源を生かした事業の導入による農山漁村の活性化が急務となっている。

こうした中、平成24年7月に再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギー電気の発電の事業性が大幅に改善されたこと等を踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、当該地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっている。具体的には、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進し、これを市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の所得の向上等経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結び付けるとともに、これらを継続させることにより、農山漁村の自律的な発展を図っていく必要がある。特に、再生可能エネルギー電気の発電を農山漁村の基幹産業である農林漁業の発展に結び付けることは、地域の活力や持続可能性を高めるものであり、重要である。

他方、このような取組を進めるに当たっては、農山漁村において無計画に再生可能エネルギー発電設備が整備されることにより、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域が失われ、食料供給や国土保全等の農林漁業が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないようにしなければならない。このことを踏まえ、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。